

令和元年度 第9回江津市農業委員会総会

日時：令和元年12月20日(金) 午前9時30分～

場所：江津市地場産業振興センター 2階会議室

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 報告 第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

第3 報告 第2号 農地の使用目的変更届出について

第4 議案 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

- 1 譲受人 岩崎 巖
譲渡人 瀬尻 一郎
- 2 譲受人 岩崎 巖
譲渡人 飯田 康雄
- 3 譲受人 上畑 和人
譲渡人 山下 陽生
- 4 譲受人 多田 克夫
譲渡人 多田 誠次
- 5 譲受人 岩崎 勝幸
譲渡人 瀬尻 一郎

第5 議案 第2号 非農地証明について

- 1 被相続人森田松一 相続人 森田 好昭
- 2 被相続人森田修 相続人 森田 登美恵
- 3 石田 昭義

第6 意見 第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

第7 その他

○ 出席農業委員（10名）

- 1 番佐々木英夫 2 番山田博 3 番藤井孝子 4 番和田幸子
- 5 番二本木俊二 6 番大村理之、8 番田代和秋 9 番深野政勝
- 10 番原田和徳 11 番柳原良雄

○ 出席推進委員（10名）

崎谷靖徳、佐々木要、河村博幸、井上清澄、流理森、湯浅憲昭

仲津和法、壱岐和功、階本誠一、野村耕平

○出席した事務局職員 事務局長笠井裕司 次長藤田佳久

○ 午前9時30分 農業委員会総会 開議

局長 ご案内の時間になりましたので、ただ今から令和元年度、第9回江津市農業委員会総会を開会いたします。会長に挨拶の後、議事進行をよろしくお願いいたします。

会長 おはようございます。令和元年最後の総会になります。また、先日12月4日に開催された人・農地プランの実質化の説明会、たくさんの方に参加して頂きましてありがとうございました。あくる日には集落ごとに、またその後アンケート調査等で皆様にご協力を頂いております。今後もお協力の程よろしくお願いいたします。それでは、ただ今より、令和元年度、第9回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は、山本委員と佐々木康規推進委員から欠席の連絡がありました。田代委員が若干遅れて来られるということでございます。なお、出席委員は過半数以上でありますので本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。また、発言の際には、挙手の上、指名を受けてからお願いいたします。

会長 日程第1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会長 ご了解いただきましたので、6番 大村委員、9番 深野委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

農地法第18条第6項

会長 次に日程第2、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

事務局 議案書は2ページをご覧ください。18条第6項の規定による届出です。農地の所在は桜江町田津294番1、登記簿現況ともに畑で面積は1,265㎡です。同じく313番1、登記簿現況ともに畑で面積は2,211㎡です。合計で3,476㎡です。賃貸人は被相続人反田勉さん相続人の反田和彦さん、大阪市東成区東

中本 1-3-7 クレールキリヤマ 304 の方です。賃借人は有限会社はんだ、江津市桜江町小田 42 番地 4 の方です。解約届出日と解約成立日と土地引渡時期は令和元年 11 月 26 日です。解約の理由は合意解約で、農業経営基盤強化促進法による利用権設定の為の解約となっています。以上です。

会 長 　ただ今、事務局より説明がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、報告のとおり農地法第 18 条第 6 項の届出については、ご了承願います。

使用目的変更届出

《 後地町 》

会 長 　次に日程第 3、報告第 2 号「農地の使用目的変更届出の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の藤井委員から調査結果の報告をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 　議案書は 3 ページをご覧ください。位置図は 1 ページをご覧ください。農地の所在は後地町 859 番 1、登記簿現況ともに田で面積は 1,451 ㎡です。所有者は奥井和子さん、兵庫県伊丹市安堂寺町二丁目 73 番地の方です。変更届出者は同じく奥井和子さんです。変更理由は、現在、湧水等及び排水系統の不良により地質が軟弱である為、田としての耕作が不可能であるので、土砂を搬入して農地のかさ上げを行い、畑に変更し花木を植樹栽培するということです。工事期間は承認の日から令和 2 年 12 月 31 日です。隣接地への被害防除等につきましては、降雨等による排水系統等への土砂流出が無いよう、法面を緩勾配により仕上げを行うということです。申請人は本人さんで、担当委員は藤井委員です。以上です。

会 長 　それでは、藤井委員から調査結果の報告をお願いします。

3 番委員 　位置図の 1 ページをご覧ください。中心に通っている道路がありますが、これは道の駅サンピコから尾浜交差点を約 850m 南に進んだ所に申請地がございます。道路沿いで川もありますが、田としての耕作はされていません。現在は普段から草刈り等で土地を管理している所です。特に問題は無いかと思っておりますので、ご審議の程よろしく願いいたします。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、報告のとおり使用目的変更届出の1については、ご了承願います。

《 二宮町神主 》

会 長 　次に、報告第2号「農地の使用目的変更届出の2について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 　議案書は3ページをご覧ください。位置図は2ページをご覧ください。農地の所在は二宮町神主イ163番1、登記簿現況ともに田で面積は1,280㎡です。同じくイ166番1、登記簿現況ともに田で面積は214㎡です。所有者は河野清春さん、江津市二宮町神主2268番地6の方です。変更届出者は同じく河野清春さんです。変更理由は、田として耕作できないので畑として使用したいということです。ここは、形状変更等はありません。工事期間は令和元年10月1日からです。隣接地への被害防除等につきましては、形状変更が無いので周囲に迷惑をかけることは無いということです。申請人は本人さんで、担当委員は深野委員です。以上です。

会 長 　それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いします。

9番委員 　位置図の2ページをご覧ください。左上から右下へ県道皆井田江津線が通っておりまして、右側は跡市方面で左側は都野津方面になります。申請地の近くには水尻川が流れております。この申請地左側の道に入りますと、那賀東部広域農道でその右側に二宮地域コミュニティ交流センターがあります。その道路を挟んで反対側に田がございますが、周りに特別影響を与えるようなことは無いと思いますので、ご審議の程よろしくお願いたします。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、報告のとおり使用目的変更届出の2については、ご了承願います。

《 桜江町大貫 》

会 長 次に日程第4、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の山田委員から調査結果の報告をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は4ページをご覧ください。場所は位置図の3ページをご覧ください。農地の所在は桜江町大貫443番5、登記簿現況ともに田で面積は1,905㎡です。権利は3条の有償移転です。譲渡人は瀬尻一郎さん、千葉市若葉区加曽利町726番地10コーポアイランドⅡ101号の方です。申請事由は、譲渡人は遠隔地に住んでおり、耕作できないということです。譲受人は岩崎巖さん、江津市桜江町大貫567番地の方です。申請事由は、申請地は譲受人が耕作している農地の近隣地にあり、譲渡人から申請地を譲り受けて農業を拡大したいということです。受入世帯の稼働人員は1人中1人です。申請人は本藤行政書士さんで、対価は10a当り200千円です。担当委員は山田委員です。以上です。

会 長 それでは、山田委員から調査結果の報告をお願いします。

2番委員 位置図の3ページをご覧ください。国道261線が通っておりまして、左側は江津方面、右側が川本方面になります。ここは、8月にも3条申請が出た付近で、この地域は邑智西部区域整備事業の場所です。この位置には川越駐在所や桜江柔剣道場、川越生活改善センター等が道路沿いにございます。斜線部分上側の443番5が申請地になるのですが、右側に川越大橋がありまして、この図面の所までは約100mあります。川越大橋から261号線を江津方面に進みまして、そこから100m下に農道が走ってしまして申請地がございます。この農道は綺麗に整備されておりまして、幅が3mから3m50あるかと思えます。下の白い所は堤防で、その下の黒い所は江の川が流れております。申請につきましては、特に問題は無いかと思えますので、ご審議の程よろしく願いいたします。以上です。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

《 桜江町大貫 》

会 長 次に、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の2について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の山田委員から調査結果の報告をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は4ページをご覧ください。場所は位置図の3ページをご覧ください。農地の所在は桜江町大貫443番6、登記簿現況ともに田で面積は1,623㎡です。権利は3条の有償移転です。譲渡人は飯田康雄さん、神戸市須磨区寺田町三丁目1番3-806号の方です。申請事由は、譲渡人は遠隔地に住んでおり、耕作できないということです。譲受人は岩崎巖さん、江津市桜江町大貫567番地の方です。申請事由は、申請地は譲受人が耕作している農地の近隣地にあり、譲渡人から申請地を譲り受けて農業を拡大したいということです。受入世帯の稼働人員は1人中1人です。申請人は本藤行政書士さんで、対価は10a当り200千円です。担当委員は山田委員です。以上です。

会 長 それでは、山田委員から調査結果の報告をお願いします。

2番委員 位置図の3ページをご覧ください。先程の443番5の隣に位置しまして、ここは一枚田にしておられます。先程と同じ場所になりますが、川越大橋から261号線を江津方面に進みまして、そこから下に農道が走っておりますので、そこを下に下りた場所に位置します。この農道を利用して耕作をされているようです。ここは、一枚田ということで土地の良い場所ですので、申請につきましては、特に問題は無いかと思います。ご審議の程よろしくをお願いいたします。以上です。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決する

ことに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 2 については、可決されました。

《 松川町上津井 》

会 長 次に、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 3 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の二本木委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は 4 ページをご覧ください。場所は位置図の 4 ページをご覧ください。農地の所在は松川町上津井 605 番 1、登記簿現況ともに田で面積は 1,441 m²です。同じく 605 番 2、登記簿現況ともに田で面積は 2,530 m²です。合計 2 筆で 3,971 m²です。権利は 3 条の無償移転です。譲渡人は山下陽生さん、東京都世田谷区奥沢七丁目 47 番 5 号の方です。申請事由は、譲受人と永年にわたり利用権設定に基づき耕作をしてもらっていたが、高齢病弱により帰着し就農することが困難となったので譲渡するということです。譲受人は上畑和人さん、江津市松川町上津井 98 番地の方です。申請事由は、譲渡人と利用権設定を締結し耕作しておりましたが、譲渡人の要望に応じ自作地として取得するということです。受入世帯の稼働人員は 2 人中 2 人です。申請人は内田行政書士さんで、対価は無償譲渡です。担当委員は二本木委員です。以上です。

会 長 それでは、二本木委員から調査結果の報告をお願いします。

5 番委員 位置図の 4 ページをご覧ください。江津方面から 261 号線を進みますと松川橋がございますが、そこを少し過ぎた左側に上津井線の市道がございます。そこをずっと上がって行きますと、位置図左下の道路に出てきます。ここを更に上がって行くと上津井温泉、元旅館のまこと屋、森の銀座がございます。この道をまっすぐ進みますと山下橋がありまして、その横に申請地がございます。上津井ふれあいセンターという所がございますが、その前に上津井川が流れておりまして、その対岸側となります。上畑さんと現地で確認をいたしましたが、50 年来この田んぼを自分が耕作されているという状況の中で、譲渡人の山下さんが病弱ということと、もう地元にはいらっしやらないという話から、譲渡したいという話になったそうで、今回の申請に至ったということでございます。

ご審議の程よろしくお願ひいたします。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 3 については、可決されました。

〈 後地町 〉

会 長 　次に、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 4 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の藤井委員から調査結果の報告をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 　議案書は 5 ページをご覧ください。場所は位置図の 5 ページをご覧ください。農地の所在は後地町 1024 番、登記簿現況ともに畑で面積は 4,456 ㎡です。権利は 3 条の無償移転です。譲渡人は多田誠次さん、広島市安佐北区深川六丁目 32 番 27 号の方です。申請事由は、都会地に居住し帰着する見込みもないので、地元で農業を営む従兄弟に譲り渡したいということです。譲受人は多田克夫さん、江津市後地町 1859 番地の方です。申請事由は、譲渡人の願望に応じることとし、譲受人の経営面積の拡大ということです。受入世帯の稼働人員は 2 人中 2 人です。申請人は内田行政書士さんで、対価は無償譲渡です。担当委員は藤井委員です。以上です。

会 長 　それでは、藤井委員から調査結果の報告をお願いします。

3 番委員 　位置図の 5 ページをご覧ください。国道 9 号線から尾浜交差点を南に進みまして江津東小学校がありますが、その真向かいに申請地がございます。ここは数年前より、梅の里の事業で全面に梅が植えられておりまして、栽培されております。地元住民によりまして、剪定や草刈り等で適切に管理をされておりますので、今後も継続をするということです。特に問題は無いかと思っておりますので、ご審議の程よろしくお願ひいたします。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご

質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請の4については、可決されました。

《 桜江町大貫 》

会 長 次に、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の5について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の山田委員から調査結果の報告をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は5ページをご覧ください。場所は位置図の6ページをご覧ください。農地の所在は桜江町大貫479番4、登記簿現況ともに畑で面積は676㎡です。同じく498番3、登記簿現況ともに畑で面積は1,065㎡です。合計2筆で1,741㎡です。権利は3条の有償移転です。譲渡人は瀬尻一郎さん、千葉市若葉区加曽利町726番地10コーポアイランドⅡ101号の方です。申請事由は、譲渡人は遠隔地に居住しており、耕作できないということです。譲受人は岩崎勝幸さん、江津市桜江町大貫535番地1の方です。申請事由は、申請地は譲受人が耕作している農地の近隣地にあり、申請地を譲り受けて農業を拡大したいということです。受入世帯の稼働人員は3人中3人です。申請人は本藤行政書士さんで、対価は10a当り100千円です。担当委員は山田委員です。以上です。

会 長 それでは、山田委員から調査結果の報告をお願いします。

2番委員 位置図の6ページをご覧ください。先程3ページで、説明をしました場所と同じような所に位置します。ここも邑智西部地区整備事業の所として、国道261号線が通っておりまして、左側が江津方面で右側が川本方面です。左側には桜江柔剣道場、川越生活改善センター、近くには駐在所もございます。今回、申請をされた下の方は堤防がありまして、黒い部分は江の川が流れていまして、右側が川上となります。申請地は、川越大橋入り口から下がった所に農道がありまして、約100mの所に498番3があります。そこから更に100

m先の所に、479番4がございます。先程、説明がありましたが、申請された方の近くだなということが分かります。ここの辺りは7月にも3条申請が出ている場所でありますので、特に問題はないかと思えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請の5については、可決されました。

非農地証明

◀ 渡津町 ▶

会 長 　次に日程第5、議案第2号「非農地証明の1について」を議題といたします。なお、議案第2号「非農地証明の2について」についても、同一場所でありますので一括議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私と野村推進委員から調査結果の報告をいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 　議案書は6ページをご覧ください。位置図は7ページをご覧ください。写真もありますので、そちらもご覧ください。農地の所在は渡津町2055番29、登記簿が畑で現況は山林、面積は257㎡です。権利種別は非農地証明です。所有者は被相続人森田松一相続人の森田好昭さん、東京都大田区鵜の木三丁目6番16号の方です。非農地の事由は、申請地は昭和49年月日不詳より耕作しておらず山林となっているということです。続きまして、農地の所在は渡津町2055番3、登記簿が畑で現況は山林、面積は19㎡です。同じく2055番22、登記簿が畑で現況は山林、面積は198㎡です。権利種別は非農地証明です。所有者は被相続人森田修相続人の森田登美恵さん、東京都大田区鵜の木三丁目6番16号の方です。非農地の事由は、申請地は昭和49年月日不詳より耕作しておらず山林となっているということです。申請人は本藤行政書士さんで、担当委員は佐々木英夫委員と野村推進委員です。以上です。

会 長 それでは、私から調査結果の報告をいたします。位置図の 7 ページをご覧ください。お馴染みの場所ですが、今回は 3 筆の申請が出ています。これは、毎回のことですけれども、採石場の山頂部の非農地証明関係ということで、従来からカウントしておりますけれど、今回で 28 筆になります。令和に入って、いわゆる今年に入って、10 筆ということで 10 件目になるかと思えます。まだまだ、あとがあるようすけれども、いずれにしましても、島根県の指導による国道 261 号線に対する落石工事の観点から、安全対策の面において山頂部の整備を行うということです。また、不在地主が多くて、担当の本藤行政書士さんも色々ご苦労があるようすです。そういった相続が完了するという所で整理が出来次第、こうして総会に出てくるのではないかということで、ひとつよろしくご審議の程よろしく願いいたします。

会 長 それでは、野村推進委員から報告をお願いします。

野村推進委員 いつも同じような報告になりますが、会長から説明のありましたように、この案件につきましては、昨年 3 月から 1 年半以上前に飛び飛びの月ですが、非農地証明が出ております。今、会長が言われました通りですので、よろしく願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告をしましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、非農地証明 1 及び 2 について、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、非農地証明の 1 及び 2 については、証明することに決しました。

《 波積町南 》

会 長 日程第 5、議案第 2 号「非農地証明の 3 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の柳原委員と吉岐推進委員から調査結果の報告をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は 6 ページをご覧ください。位置図は 8 ページをご覧ください。写真もありますので、そちらもご覧ください。農地の所在は波積町南 60 番 2、登記簿

が田で現況は山林、面積は 2,099 m²です。同じく 78 番 1、登記簿が畑で現況は山林、面積は 9.91 m²です。同じく 79 番乙、登記簿が畑で現況は山林、面積は 16 m²です。同じく 97 番 3、登記簿が畑で現況は山林、面積は 618 m²です。同じく 848 番 1、登記簿が畑で現況は山林、面積は 548 m²です。合計で 5 筆 3,290.91 m²です。権利種別は非農地証明です。所有者は石田昭義さん、埼玉県さいたま市緑区東浦和七丁目 16 番地 13 の方です。非農地の事由は、申請地は昭和年月日不詳より自然に増えた雑木等の繁茂により、山林となり現在に至るといことです。申請人は木原行政書士さんで、担当委員は柳原委員と壱岐推進委員です。以上です。

会 長 それでは、柳原委員から報告をお願いします。

11 番委員 位置図は 8 ページをご覧ください。位置図の左側からが波積町南地内になります。江津大田線 177 号線から、この位置図の地点まで約 1 キロ半入った所です。60 番 2 の申請地上にある家が石田さんの家です。道路から家だけが見える位地なのですが、60 番 2 と 78 番 1 と 79 番乙は道路から 10m くらい歩いて下りなければ行けないような所です。草と木ばかりで、昔はきちんと耕作をされていましたが、私が帰った当時は 60 番 2 の所は少しだけ耕作されていました。それ以降、耕作はされておりません。848 番 1 ですが、道路から上に見える土地なのですが、ここも木が生い茂っております。97 番 3 は、ここは到底行けるような所ではありません。途中から道が無くなっております。波積南地区の農地は、ほとんどこのような状態です。作付けしていくのに大変苦労をする所です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、壱岐推進委員から報告をお願いします。

壱岐推進委員 写真が 4 ページくらいありますけれど、だいたい 7 月から 9 月の間に農地調査をしますが、耕作をされている農地自体が少ないです。田を今三枚程作っておられますが、畑はほんの家の周りで少しだけ作っておられるのが現状です。今、農地調査をして田とか畑が一緒になっているのを、山林に変えていくことが仕事になっています。そのような状況ですので、ご容赦願いたく思います。以上です。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、非農地証明の3については、証明することに決しました。

農用地利用集積計画

会 長 次に日程第6、意見第1号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利集積計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 本日、松川町太田と八神の追加資料をお配りしております。こちらも併せてご覧下さい。それでは、先に送付しました資料の方から説明をさせていただきます。まず、1ページをご覧下さい。今回は江津地区と桜江地区がございます。江津地区は嘉久志町と松川町上河戸、桜江地区は桜江町小田、坂本、田津、大貫が出ております。江津地区ですが、嘉久志町は5年間で畑が4筆、3,189㎡で新規です。松川町上河戸は2年間で畑が4筆、2,171㎡で再設定です。桜江町小田は3年間で畑が1筆、65㎡で新規です。桜江町坂本は10年間で畑が1筆、740㎡で新規です。桜江町田津は10年間で畑が4筆、7,375㎡で新規が3,476㎡、再設定が3,899㎡です。桜江町大貫は10年間で畑が2筆、1,203㎡で再設定です。合計で16筆、14,743㎡です。次に2ページをご覧下さい。農地の所在は桜江町大貫1067番19、登記簿現況ともに畑で面積が352㎡、再設定です。利用権を設定する者が和田伸也さん、埼玉県さいたま市浦和区常盤9丁目16番5-1002号の方です。利用権の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社です。利用目的は畑で、期間は10年3ヶ月、10a当りの賃借料は1,500円です。こちらは桑茶さんが借りるということで、賃貸借で農地中間管理事業となっております。続きまして、桜江町大貫269番1、登記簿現況ともに畑で面積が851㎡、再設定です。利用権を設定する者が中島夏子さん、江津市桜江町川越59番地の方です。利用権の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社です。利用目的は畑で、期間は10年3ヶ月、10a当りの賃借料は3千円です。こちらも桑茶さんが借りられるそうです。賃貸借で農地中間管理事業となっております。続きまして、桜江

町田津 294 番 1、登記簿現況ともに畑で面積が 1,265 m²、同じく 313 番 1、登記簿現況ともに畑で面積が 2,211 m²、合計 3,476 m²で新規です。利用権を設定する者が反田和彦さん、大阪市東成区東中本 1-3-7 クレールキリヤマ 304 の方です。利用権の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社です。利用目的は畑で、期間は 10 年 3 ヶ月、10a 当りの賃借料は 1,500 円です。こちらは、先程の合意解約で中間管理機構へ貸し出して、はんださんが借りるということです。次に 3 ページをご覧ください。桜江町田津 678 番 3、登記簿現況ともに畑で面積が 1,504 m²です。同じく 680 番 7、登記簿現況ともに畑で面積が 2,395 m²、合計 3,899 m²で再設定です。利用権を設定する者が反田和彦さん、大阪市東成区東中本 1-3-7 クレールキリヤマ 304 の方です。利用権の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社です。利用目的は畑で、期間は 10 年 3 ヶ月、10a 当りの賃借料は 1,500 円です。賃貸借で農地中間管理事業となっています。続きまして、桜江町坂本 2039 番 1、登記簿現況ともに畑で面積が 740 m²、新規です。利用権を設定する者が横田多賀雄さん、江津市桜江町坂本 1995 番地 4 の方です。利用権の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社です。利用目的は畑で、期間は 10 年 3 ヶ月、こちらは使用貸借で農地中間管理事業となっていて、スプラウトさんが借りるようです。続きまして、松川町上河戸 207 番 1、登記簿現況ともに田で面積が 595 m²です。同じく 208 番、登記簿現況ともに田で面積が 238 m²です。同じく 215 番 1、登記簿現況ともに田で面積が 1,309 m²です。同じく 215 番 2、登記簿現況ともに田で面積が 29 m²、合計 4 筆で 2,171 m²です。新規です。利用権を設定する者が嘉戸正近さん、江津市松川町上河戸 218 番地の方です。利用権の設定を受ける者が有限会社スプラウト島根、江津市桜江町市山 429 番地の方です。利用目的は畑で、期間は 2 年の使用貸借となっています。次に 4 ページをご覧ください。嘉久志町口 143 番、登記簿現況ともに田で面積が 631 m²です。同じく口 144 番 1、登記簿現況ともに田で面積が 1,180 m²です。同じく口 145 番、登記簿現況ともに田で面積が 337 m²、合計 3 筆で 2,148 m²です。新規です。利用権を設定する者が山岡弘樹さん、江津市渡津町 333 番地内第 1 の方です。利用権の設定を受ける者が佐々木伸吾さん、江津市嘉久志町口 140 番地 3 の方です。利用目的

は田で、期間は5年の使用貸借となっています。続きまして、嘉久志町口144番2、登記簿現況ともに田で面積が1,041㎡、新規です。利用権を設定する者が嶋田節美さん、江津市嘉久志町口155番地の方です。利用権の設定を受ける者が佐々木伸吾さん、江津市嘉久志町口140番地3の方です。利用目的は田で、期間は5年の使用貸借となっています。続きまして、桜江町小田169番、登記簿現況ともに畑で面積は797㎡の内65㎡で新規です。利用権を設定する者が竹内正忠さん、江津市桜江町小田177番地の方です。利用権の設定を受ける者が佐々木功享さん、江津市桜江町小田172番地1の方です。利用目的は畑で、期間は3年の使用貸借となっています。続きまして、追加としまして本日お配りしました資料の1ページをご覧ください。江津地区で、松川町太田で田が15筆、24,122㎡で新規です。次に松川町八神で田が2筆で3,151㎡、畑が3筆で1,969㎡、合計5筆で5,120㎡の新規です。次に2ページをご覧ください。農地の所在は松川町太田1番2、登記簿現況ともに田で面積が1,262㎡です。同じく1番1、登記簿現況ともに田で面積が740㎡です。合計2,002㎡で新規です。利用権を設定する者が石原実さん、江津市松川町八神185番地1の方です。利用権の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社です。利用目的は水田で、期間は10年、使用貸借で農地中間管理事業となっておりまして、スプラウトさんが借りるようになっています。続きまして、松川町太田14番1、登記簿現況ともに田で面積が1,553㎡で新規です。利用権を設定する者が岡田英司さん、江津市松川町太田34番地3の方です。利用権の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社です。利用目的は水田で、期間は10年、使用貸借で農地中間管理事業となっておりまして、こちらもスプラウトさんです。続きまして、松川町太田20番1、登記簿現況ともに田で面積が2,047㎡で新規です。利用権を設定する者が岡田大一郎さん、江津市松川町太田204番地の方です。利用権の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社です。利用目的は水田で、期間は10年、使用貸借で農地中間管理事業となっておりまして、こちらもスプラウトさんです。次に3ページをご覧ください。松川町太田26番3、登記簿現況ともに田で面積が1,650㎡で新規です。利用権を設定する者が岡田保男さん、江津市松川町太田129番地2の方です。利用権の設定を受ける者が公益財団法人しまね農

業振興公社です。利用目的は水田で、期間は 10 年、使用貸借で農地中間管理事業となっていて、こちらもスプラウトさんです。続きまして、松川町太田 24 番 1、登記簿現況ともに田で面積が 2,046 m²で新規です。利用権を設定する者が岡田昭吾さん、江津市松川町太田 66 番地 2 の方です。利用権の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社です。利用目的は水田で、期間は 10 年、使用貸借で農地中間管理事業となっていて、こちらもスプラウトさんです。続きまして、松川町太田 25 番 1、登記簿現況ともに田で面積が 1,564 m²で新規です。利用権を設定する者が鎌田伸一さん、江津市松川町太田 629 番地 3 の方です。利用権の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社です。利用目的は水田で、期間は 10 年、使用貸借で農地中間管理事業となっていて、こちらもスプラウトさんです。次に 4 ページをご覧ください。松川町八神 225 番 1、登記簿現況ともに畑で面積が 757 m²で新規です。利用権を設定する者が鎌田コスミさん、名古屋市守山区森孝 1 丁目 107 番地の方です。利用権の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社です。利用目的は畑地で、期間は 10 年、使用貸借で農地中間管理事業となっていて、こちらもスプラウトさんです。続きまして、松川町太田 13 番 3、登記簿現況ともに田で面積が 2,046 m²で新規です。利用権を設定する者が境俊博さん、江津市松川町太田 33 番地 1 の方です。利用権の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社です。利用目的は水田で、期間は 10 年、使用貸借で農地中間管理事業となっていて、こちらもスプラウトさんです。続きまして、松川町太田 12 番 3、登記簿現況ともに田で面積が 1,908 m²で新規です。利用権を設定する者が佐々木末廣さん、江津市松川町太田 171 番地 4 の方です。利用権の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社です。利用目的は水田で、期間は 10 年、使用貸借で農地中間管理事業となっていて、こちらもスプラウトさんです。次に 5 ページをご覧ください。松川町八神 232 番 1、登記簿現況ともに田で面積が 1,067 m²です。同じく 226 番 2、登記簿現況ともに畑で面積が 1,003 m²です。合計 2,070 m²で新規です。利用権を設定する者が竹下ひとみさん、江津市松川町八神 191 番地 4 の方です。利用権の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社です。利用目的は水田で、期間は 10 年、使用貸借で農地中間管理事業となっていて、

こちらもスプラウトさんです。続きまして、松川町八神 226 番 1、登記簿現況ともに畑で面積が 209 m²で新規です。利用権を設定する者が福富京子さん、江津市松川町八神 198 番地の方です。利用権の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社です。利用目的は畑地で、期間は 10 年、使用貸借で農地中間管理事業となっていて、こちらスプラウトさんです。続きまして、松川町太田 19 番 2、登記簿現況ともに田で面積が 1,059 m²で新規です。利用権を設定する者が福富孝男さん、江津市松川町太田 194 番地 1 の方です。利用権の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社です。利用目的は水田で、期間は 10 年、使用貸借で農地中間管理事業となっていて、こちらスプラウトさんです。次に 6 ページをご覧ください。松川町太田 19 番 1、登記簿現況ともに田で面積が 1,059 m²で新規です。利用権を設定する者が福富良弘さん、江津市松川町太田 195 番地 1 の方です。利用権の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社です。利用目的は水田で、期間は 10 年、使用貸借で農地中間管理事業となっていて、こちらスプラウトさんです。続きまして、松川町太田 27 番 1、登記簿現況ともに田で面積が 1,609 m²です。同じく 27 番 2、登記簿現況ともに田で面積 870 m²です。合計 2,479 m²で新規です。利用権を設定する者が本多昌平さん、江津市松川町太田 99 番地 1 の方です。利用権の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社です。利用目的は水田で、期間は 10 年、使用貸借で農地中間管理事業となっていて、こちらスプラウトさんです。続きまして、松川町太田 8 番 1、登記簿現況ともに田で面積が 1,685 m²で新規です。利用権を設定する者が森幹男さん、江津市嘉久志町イ 899 番地 46 の方です。利用権の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社です。利用目的は水田で、期間は 10 年、使用貸借で農地中間管理事業となっていて、こちらスプラウトさんです。次に 7 ページをご覧ください。松川町太田 11 番 1、登記簿現況ともに田で面積が 3,024 m²で新規です。利用権を設定する者が山崎清久さん、江津市松川町八神 193 番地の方です。利用権の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社です。利用目的は水田で、期間は 10 年、使用貸借で農地中間管理事業となっていて、こちらスプラウトさんです。続きまして、松川町八神 233 番 1、登記簿現況ともに田で面積が 2,084 m²で新規です。利用権を設定

する者が横田ミドリさん、江津市松川町八神 186 番地の方です。利用権の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社です。利用目的は水田で、期間は 10 年、使用貸借で農地中間管理事業となっていて、こちらもスプラウトさんが借りるということです。以上です。

会 長 　ただ今、事務局より説明がありましたが、この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、何かご質問等はありませんか。

会 長 　皆さん、場所はイメージとして大体分かりますか。国道 261 線沿いで太田と八神の間に、森原という遺跡調査をしている所があるのですが、その場所です。

次 長 　森原の区域に太田分と八神分があるのですね。この 3 月に圃場整備が完了したので。

会 長 　そうですね。他にご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。承認される方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、意見第 1 号については、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。その他については、総会終了後に行います。以上で日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、第 9 回江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次回の開催は令和 2 年 1 月 20 日の月曜日を予定しておりますので、よろしく申し上げます。

〔 閉会 午前 10 時 30 分 〕

以上議事の顛末を記載し、これに間違いがないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員